

千葉東税務署からのお知らせ

確定申告は **自 宅** から！

次の **必要なもの** を用意すればマイナンバーカードとスマホ又はパソコンを利用して自宅から簡単にe-Taxによる確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ・ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ・ 署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
- スマートフォン
スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 源泉徴収票などの確定申告書作成時に必要な書類

確定申告書等
作成コーナー

マイナポータル連携
でさらに便利に！

「作成コーナー」
で検索または
こちらから↓

推奨ブラウザ



Safari



Google
chrome

マイナポータル
連携の詳細は
こちらから↓



アプリ
「マイナポータル」



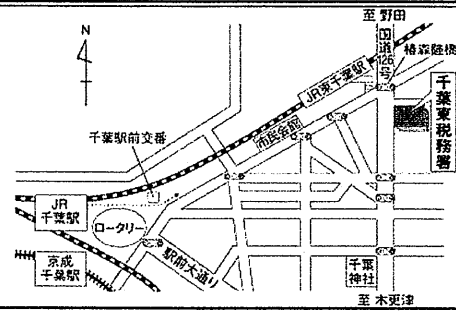
税理士による無料申告相談

～無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期 間	会 場	所 在 地
令和8年 1月27日(火)・1月28日(水)	千葉市生涯学習センター 【3階 大研修室】	千葉市中央区弁天3-7-7
令和8年 1月29日(木)・1月30日(金)	千葉市稲毛区 穴川コミュニティセンター 【1階 多目的室】	千葉市稲毛区穴川4-12-3
令和8年 2月2日(月)・2月3日(火)	千葉市若葉区 千城台コミュニティセンター 【1階 多目的室】	千葉市若葉区千城台西2-1-1
時 間		対 象 者(注1)
【受付】 午前 10時から11時30分まで 午後 1時から3時まで		・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)
そ の 他		
○ ご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます。 ○ 持ち物は、裏面「確定申告会場の開設について」の「必要なもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、千葉東税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出(裏面の提出先参照)ください。 ○ 令和7年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、「入場整理券」を当日配付します。 ○ 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。1日の相談件数は100件前後となります。		
(注)1 土地、建物及び株式などの売却についての申告・相談は対象とはなりません。		
2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和6年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。		

確定申告会場の開設について

～会場ではご自身のスマートフォンとマイナンバーカードで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和8年 2月16日(月)～3月16日(月) (土、日及び祝日を除きます。) ※ただし、3月1日の日曜日は開場します。	千葉東税務署 ※1月13日(火)から3月31日(火)は当署の 駐車場は使用できません。 お車での来場はご遠慮ください。	千葉市中央区 祐光1-1-1	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
必要なもの		案内図	
① マイナンバーカード(下欄を参照し、有効期限切れや失効となっていないか確認をお願いします。) ② マイナンバーカードのパスワード(2つとも必要です。) ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ③ スマートフォン ④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類			

オンライン事前予約

確定申告会場への入場にはオンライン事前予約が必要です。

- ※ 当日、確定申告会場でも入場整理券を配付しておりますが、長時間お待ちいただく場合があります。
- ※ 入場整理券の配付が終了次第、事前予約の方以外の受付を締め切ります。
- ※ 申告書等の提出のみの場合は、事前予約不要です。

オンライン事前予約はLINEから！

LINEアプリで国税庁LINE公式
アカウントを「友だち追加」
して予約してください。



友だち追加は
こちらから↑

1月5日(月)～2月13日(金)に税務署で相談を希望される方

事前予約が必要です。オンライン事前予約をご利用ください。当日入場整理券の配付はありませんのでご注意ください。

！ マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れや失効にご注意ください！

有効期限

- 電子証明書の有効期限は、発行日から5回目の誕生日までです

失効

- 住民票の基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)の記載が修正された場合は、署名用電子証明書が失効している場合があります

アプリをインストール

証明書の選択

パスワード入力

有効性の確認

確認結果

JPKI利用者ソフト

アプリはこちらから

iPhone

Android

iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アップル株式会社とのライセンスに基づき使用されています。Androidの名称は、Google LLCの商標又は登録商標です。

署名用電子証明書を選択

パスワードを入力

有効期間の満了日

有効性確認

有効性確認結果：「有効」

※公的個人認証サービスセンターと通信を行うため時間が掛かることがあります

「有効期限切れ」「失効済み」の場合は、お住まいの市区町村で手続きを行ってください。

申告書等の郵送での提出先

【宛先】 〒262-8507 千葉市花見川区武石町1-520
東京国税局業務センター千葉西分室(千葉東税務署)

【問合せ先】 〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1 TEL 043(225)6811(代表)

※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。